

○議長（小林哲雄）

日程第2 報告第8号 専決処分の報告について（開成町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて）を議題といたします。

細部説明を担当課長に求めます。

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

それでは、議案を朗読させていただきます。

報告第8号 専決処分の報告について（開成町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて）。

町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

平成25年12月3日提出、開成町長、府川裕一。

次のページの専決処分書をご覧ください。

専決処分書。

町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成25年11月25日、開成町長、府川裕一。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の題名改正に伴い、同法を引用する開成町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成3年開成町条例第23号）の規定を整理する必要があるため、別紙のとおり開成町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

次に、条例の改正後、改正前の表をご覧ください。

開成町条例第33号。

開成町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

開成町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成3年開成町条例第23号）の一部を次のように改正する

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正の中身としては題名ということで、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律というところが、保護のところ「等」がついた題名改正が行われたので改正しているものでございます。

続きまして、附則でございます。この条例は、平成26年1月3日から施行すると。この施行日につきましては、今回の法律の題名の改正が平成25年7月3日に交付をされ、この施行日につきましては、公布の日から起算して6カ月というようなことになってございまして、1月3日が施行日でございますので、それに合わせた改正でござ

ざいます。

説明は以上でございます。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりました。本件も先ほどの報告第7号と同様の専決処分となっておりますが、確認する点がございましたら、お聞きください。どなたか、ございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、以上で報告第8号 専決処分の報告について（開成町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて）の報告を終了いたします。